

令和5年度鹿児島県地域防災計画新旧対照表
(抜粋版)

鹿児島県防災会議

該当箇所	現 行 計 画
第2部 第3章 第5節 第1 一般-117 地震-134 津波-113 一般-118 地震-135 津波-114	第2部 災害予防 第3章 県民の防災活動の促進 第5節 防災ボランティアの育成強化 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備 1 県における連携体制の整備 大規模災害が発生した場合における防災ボランティア活動の環境整備を図るため、県関係所管課（次表を参照）において、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体等の防災活動の支援やリーダー育成を図るとともに、それら団体等と協力して、防災ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。 2 市町村及び関係機関等における連携体制の整備 市町村及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

修 正 案	修正理由等
<p>第2部 災害予防</p> <p>第3章 県民の防災活動の促進</p> <p>第1 防災ボランティアとの連携体制の整備</p> <p>第5節 防災ボランティアの育成強化</p> <p>1 県における連携体制の整備</p> <p>大規模災害が発生した場合における防災ボランティア活動の環境整備を図るため、県関係所管課（次表を参照）において、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体等の防災活動の支援やリーダー育成を図るとともに、それら団体等と協力して、防災ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。</p> <p><u>また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努める。</u></p> <p>2 市町村及び関係機関等における連携体制の整備</p> <p>市町村及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。</p> <p><u>また、市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p>	<p>国の防災計画変更に伴う修正</p> <p>国の防災計画変更に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画
第3部 第1章 第7節 一般-166 地震-182 津波-138	第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携等 大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。 このため、県、市町村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

修 正 案	修正理由等
<p>第3部 災害応急対策</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第7節 ボランティアとの連携等</p> <p>大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。</p> <p>このため、県、市町村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう<u>災害中間支援組織など</u>環境整備を行う。</p>	<p>国の防災計画変更に伴う変更</p>

修 正 案	修正理由等
<p><u>(9) 盛土規制法に基づく規制区域等</u></p> <p><u>盛土等による災害から県民の生命・財産を守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等に許可を要するなどの規制を行うとともに、不法・危険盛土等に対して是正措置等の命令を行う。</u></p> <p><u>なお、法改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域については、盛土規制法施行から2年間、または、盛土規制法に基づく規制区域等が指定されるまでの間は、現行の宅地造成工事の規制が適用される。</u></p> <p><u>ア 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定</u></p> <p><u>県は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市町村長に通知するとともに公表し、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。</u></p> <p><u>イ 行為規制等</u></p> <p><u>県は、宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内では、土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土、土捨て行為や一時的な堆積などの行為を許可の対象とするほか、不法・危険盛土等に対して是正措置等の命令を行う。</u></p> <p><u>(10) その他の災害危険箇所</u></p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の施行に伴う追記</p>